

届出制手数料に係る手数料表

| サービスの種類及び内容                                 | 手数料の額及び負担者  |
|---|---|
| 求人を受け取る時の事務費用                               | 1,000円<br>手数料負担者は求人者とします。   |
| 常用目的紹介の求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス | <p>成功報酬<br/>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の有期雇用契約中に支払われる内定書、もしくは労働条件通知書記載の想定総賃金額の<br/>10%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>                           |
|   | <p>常用雇用契約<br/>常用雇用契約移行後から雇入後1年経過時点までの間に支払われる内定書、もしくは労働条件通知書記載の想定総賃金額の<br/>30%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>                              |
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス        | <p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、内定書、もしくは労働条件通知書記載の想定年収額の<br/>30%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>   |
| 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言              | <p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、内定書、もしくは労働条件通知書記載の想定年収額の<br/>30%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p>   |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索                | <p>着手金 300,000円<br/>活動1日当たり 30,000円</p> <p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、内定書、もしくは労働条件通知書記載の想定年収額の<br/>30%</p> <p>手数料負担者は求人者とします。</p> |
| 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言                 | <p>成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、内定書、もしくは労働条件通知書記載の想定年収額の<br/>30%</p> <p>手数料負担者は求人者及び関係雇用主とします。</p>                                  |

上記手数料は消費税が含まれています。

許可番号 35-ユ-300038

株式会社ビジネスアシスト 山口県下関市卸新町8-5